

大阪地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 相続税更正処分取消等請求事件
国側当事者・国(豊能税務署長)
令和元年7月17日棄却・確定

判 決

原告 甲
被告 国
同代表者法務大臣 山下 貴司
処分行政庁 豊能税務署長
宮園 幸一
指定代理人 別紙指定代理人目録のとおり

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 豊能税務署長が平成30年4月20日付けで原告に対してした平成26年7月●日相続開始に係る相続税についての更正のうち課税価格5326万5000円、納付すべき税額1267万9200円を超える部分を取り消す。
- 2 豊能税務署長が平成29年7月28日付けで原告に対してした平成26年7月●日相続開始に係る相続税についての過少申告加算税賦課決定を取り消す。

第2 事案の概要

- 1 原告は、その父である乙(以下「乙」という。)の死亡による相続に係る相続税(以下「本件相続税」という。)について納税申告書を提出したが、豊能税務署長から、本件相続税の増額更正処分(以下「本件更正処分」という。)及び過少申告加算税賦課決定(以下「本件賦課決定」という。)を受けた。その後、原告は、前記の申告に係る課税価格が過大であるとして、本件相続税について更正の請求(以下「本件更正の請求」という。)をしたが、豊能税務署長から、本件更正の請求について更正をすべき理由がない旨の通知処分を受け、さらに、本件相続税の増額再更正処分(以下「本件再更正処分」という。)を受けた。

本件は、原告が、本件再更正処分において課税価格に含まれている乙の原告に対する貸付金債権2756万4000円(以下「本件貸付金債権」という。)は存在しないから、本件再更正処分は違法であると主張して、本件再更正処分のうち本件更正の請求に係る課税価格及び納付すべき税額を超える部分並びに本件賦課決定の取消しを求める事案である。

- 2 前提事実(争いのない事実、顕著な事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実)

- (1) 原告等

原告（昭和●年●月●日生まれ）は、平成26年7月●日に死亡した乙（大正●年●月●日生まれ）の相続人（長男）である。乙の相続人には、ほかに、乙の二男である丙（以下「丙」という。）、乙の養子であり原告の長男である丁（以下「丁」という。）及び乙の養子であり丙の長男である戊（以下「戊」という。）がいる。（甲3、6、弁論の全趣旨）

(2) 金地金の売却

原告は、平成24年10月1日、金地金6kg（以下「本件金地金」という。）を代金2756万4000円で売却した（甲9、乙1）。

(3) 乙及び原告の所得税に関する調査等

ア 乙及び原告は、それぞれ、豊能税務署長に対し、平成24年分の所得税の確定申告書を提出したが、いずれの確定申告書にも、本件金地金の売却に係る譲渡所得に関する記載はなかった。（乙4、5）

イ 豊能税務署所属の所得税調査担当職員（以下「本件職員」という。）が、乙の所得税に関する調査をしたところ、その過程において、原告が本件金地金を売却し、その代金が原告名義の普通預金口座に入金された事実が確認された。そこで、本件職員は、平成25年12月2日、本件金地金の売却に係る課税関係及び所得の帰属等を確認するため、原告の平成22年分から平成24年分までの所得税に関する調査を開始した。（乙1、6、7、弁論の全趣旨）

ウ 原告は、平成25年12月2日、本件職員に対し、本件金地金を取得した経緯について、乙が平成5年に原告の自宅を建築する際、その建築費用として乙に貸し付けていた3000万円の返済として、平成18年に受け取ったものである旨回答した（以下、この回答を「原告回答1」という。）。（甲3）

エ 原告と乙は、平成25年12月12日、乙が平成24年10月1日に原告に対して2756万4000円を貸し付けた旨、及び原告が乙に対し前記の借入金を同年11月から平成34年11月まで120回に分割して返済する旨等の記載のある借用書（以下「本件借用書」という。）を作成した。原告は、本件借用書に自ら署名押印した。（甲10の1）

オ 原告は、平成25年12月13日、本件職員に対し、本件金地金を取得した経緯について、乙から平成18年頃に受け取ったものであるが、もらったものであるのか預かったものであるのかをはっきりさせずに保管してきた旨回答した。また、原告は、この回答が原告回答1と異なる理由について、自分に多くの税金がかかってくると思ったので、乙に対する貸付金の返済であるかのような回答をしたものである、今では、本件金地金を売却した代金については、乙から借りたものだと思っている旨等を回答した（以下、これらの回答を「原告回答2」という。）。（甲4）

カ 乙は、平成25年12月17日、本件金地金等に係る所得税に関する調査の結果に基づいて、総合長期譲渡所得を計上した平成24年分の所得税の修正申告書を提出した。（乙9、弁論の全趣旨）

また、豊能税務署長は、本件金地金の売却に係る譲渡所得が乙に帰属すると認められることなどを踏まえて、平成25年12月17日付けで、原告に対し、原告の平成22年分から平成24年分までの所得税について更正決定等をすべきとは認められない旨を通知した。（乙8、弁論の全趣旨）

(4) 相続の開始等

乙は、平成26年7月●日、死亡した。

乙は、平成26年5月14日付けで公正証書遺言をしており（以下「本件遺言」という。）、本件遺言に係る公正証書には、「甲への貸付金のすべて（平成26年2月現在残高金2700万円）」を原告に相続させる旨の記載がある。（甲11の2）

(5) 原告の税務申告及び本件再更正処分に至る経緯等

ア 原告は、平成27年5月20日、豊能税務署長に対し、別表1の「申告」欄のとおり記載した本件相続税の納税申告書（以下「本件申告書」という。）を提出した。（乙10）

イ 豊能税務署長は、本件申告書には本件貸付金債権が相続財産として計上されていないことなどにより、本件相続税の額が過少に申告されているとして、平成29年7月28日付けで、原告に対し、別表1の「更正処分等」欄記載のとおり、本件相続税の増額更正処分（本件更正処分）及び過少申告加算税賦課決定（本件賦課決定）をした。（甲1）

ウ 原告は、平成29年9月7日、国税不服審判所長に対し、本件更正処分及び本件賦課決定を不服として、審査請求をした。（乙11）

エ 原告は、平成30年1月22日、豊能税務署長に対し、本件相続税について、納付すべき税額等は別表1の「更正の請求」欄記載のとおりであるとして、更正の請求（本件更正の請求）をした。（乙13）

オ 豊能税務署長は、平成30年4月20日付けで、原告に対し、本件更正の請求について更正をすべき理由がない旨の通知処分をするとともに、原告が丙及び戊との間の訴訟上の和解により遺留分の価額弁償として取得した1400万円を原告の課税価格に加算して、別表1の「再更正処分」欄記載のとおり、本件相続税の増額再更正処分（本件再更正処分）をした。（甲18の1、2）

カ 原告は、平成30年5月9日、豊能税務署長に対し、前記オの通知処分及び本件再更正処分を不服として、再調査の請求をしたところ、この再調査の請求書等が同月17日及び18日に豊能税務署長から国税不服審判所長に送付されたことから、同日に前記各処分について審査請求がされたものとみなされ（国税通則法90条3項）、この審査請求に係る審理手続と前記ウの審査請求に係る審理手続とが併合された（同法104条1項）。（乙14から18まで）

国税不服審判所長は、平成30年8月31日付けで、原告の前記各審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした。（甲5）

(6) 本件訴訟の提起

原告は、平成30年11月14日、本件訴訟を提起し、同月27日、前記第1のとおり請求の趣旨を訂正した。（顕著な事実）

3 本件再更正処分及び本件賦課決定の根拠及び適法性に関する被告の主張

別紙「本件再更正処分及び本件賦課決定の根拠及び適法性に関する被告の主張」のとおり

4 争点及び争点に関する当事者の主張の要旨

本件の争点は、乙に関する相続の開始時点における本件貸付金債権の存否であり、この点に関する当事者の主張の要旨は、次のとおりである。

(被告の主張の要旨)

本件貸付金債権は存在したものである。

- (1) 原告が自ら署名押印したことを認めている本件借用書によれば、本件貸付金債権の発生原因となる準消費貸借契約が成立したことが示されている。
- (2) 原告は、原告回答2において、本件金地金を売却しその代金を受領したことをもって乙から原告に対して金員の交付が行われたこと、これが消費貸借に係るものであることを認めていた。
- (3) 乙は、本件金地金の売却に係る譲渡所得を計上した修正申告書を提出しており、本件金地金の売却代金が自らに帰属すると認識していた。また、乙は、本件貸付金債権の存在を前提とする本件遺言をしたものであり、本件貸付金債権が存在すると認識していた。

(原告の主張の要旨)

原告が乙から金員を借り入れた事実はなく、本件貸付金債権は存在しない。

- (1) 本件金地金は、次のとおり、乙が、原告に対する借入金債務の代物弁済として交付したものである。

乙と原告は、原告が自宅を購入・建築するに当たり、乙がその費用全額を負担することとしていた。しかし、乙は、原告に対し、3000万円の資金拠出を要求したため、原告は、平成4年9月、乙に対し、3000万円を貸し付けた。

原告が乙に対して前記貸付金の弁済を強く督促した結果、乙は、平成18年、原告に対し、本件金地金を交付した。

- (2) 原告は、丁から、有限会社A（以下「A」という。）の税務処理上必要となるので本件借用書に署名押印してもらいたいと懇願されたため、借入れの事実がないにもかかわらず、本件借用書に署名押印したものである。
- (3) 本件借用書の内容は、当時90歳に近かった乙が100歳近くまで金員を貸し付けるという不自然なものである。また、原告は預貯金を保有しており金銭に特段困っていなかった。さらに、乙と原告は金員を貸借できるような良好な人間関係ではなかった。そして、原告は、乙から本件貸付金債権に係る債務の弁済を請求されたことはなく弁済もしていない。
- (4) 本件職員は、本件金地金の売却に係る譲渡所得に課税するよりも貸付金扱いにして相続発生時により高額な相続税を課税しようと考え、原告の遺留分をなくそうとしていた丙と共謀の上、平成25年12月13日、原告の修正申告により増加する税額はAが代わって支払うと乙が言っていた、乙からの貸付金にした方が乙の税金が安くなって有利であると原告をだまして、虚偽の内容の原告回答2をさせたものである。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前記前提事実に掲記の証拠及び弁論の全趣旨を総合すれば、次の事実が認められる。

- (1) 豊中市の土地（地積228.49㎡。以下「本件土地」という。）については、平成4年10月30日売買を原因として、乙及び原告が各2分の1の共有持分を有する旨の所有権移転登記がされた。平成5年8月31日、本件土地上に原告の自宅建物（木造瓦葺2階建、床面積合計146.41㎡。以下「本件建物」といい、本件土地と併せて「本件不動産」という。）が建築され、後に乙及び原告が各2分の1の共有持分を有する旨の所有権保存登記がされた。乙は本件建物に住んでいなかった。

乙は、平成12年11月27日、原告、丁及びその家族に対し、本件不動産上の持分を

贈与した。

(甲13、14、弁論の全趣旨)

- (2) 原告は、B市教育委員会の職員であったが、平成20年3月31日限り定年退職した。
(甲9)
- (3) 乙は、昭和48年に不動産の賃貸借業及び管理等を目的として設立されたAの取締役兼代表取締役であり、乙の妻C(以下「C」という。)が取締役、原告が監査役であった。その後、丙と丁が、平成20年3月にAの取締役に就任し、平成23年2月には、乙が代表取締役を辞任し、代わって丙が代表取締役に就任し、Cが取締役を辞任した。同年4月、原告が同年3月31日付けでAの監査役を辞任した旨の登記がされたが、原告は、原告名義の辞任届が丙によって偽造されたものである旨主張している。(甲8、弁論の全趣旨)
- (4) 原告は、平成24年10月1日、金地金6kg(本件金地金)を代金2756万4000円で売却した。原告は、同月3日に自己の預金口座に前記代金(ただし、振込手数料を控除した残額である2756万3370円)の入金があった後、同月22日にこれを払い戻し、新しい自宅マンションの購入代金(当時の残額2880万円)に充てた。(甲9、乙1から3まで)
- (5) 豊能税務署所属の所得税調査担当職員(本件職員)による乙の所得税に関する調査の過程において、原告が本件金地金を売却し、その代金が原告名義の普通預金口座に入金された事実が確認されたことから、本件職員は、平成25年12月2日、原告と面談した。その際、原告は、本件金地金を取得した経緯について、乙が平成5年に本件建物を建築する際、その建築費用として乙に貸し付けていた3000万円の返済として、平成18年に受け取ったものである旨回答した(原告回答1)。

本件職員は、平成25年12月10日、本件金地金が乙から原告に交付された経緯について、高齢で体調不良であった乙の代わりに丙に対して質問した。丙は、前記経緯を立証することはできないが、原告が本件金地金をもらったか借りたかしたと考えることが自然だと思ふ、本件金地金の売却に係る譲渡所得については乙に帰属するものとして修正申告をし、本件金地金の売却代金については原告と乙との間で借用書を締結させようと思ふ旨申述した。(甲5)

原告と乙は、平成25年12月12日、乙が平成24年10月1日に原告に対して2756万4000円を貸し付けた旨等の記載のある借用書(本件借用書)を作成した。原告は、本件借用書に自ら署名押印した。

本件職員は、平成25年12月12日に乙の税務代理人の事務員から本件借用書を提示され、その趣旨が原告回答1と異なるものであったことから、同月13日、原告と面談した。その際、原告は、本件金地金は乙から平成18年頃に受け取ったものであるが、もらったものであるのか預かったものであるのかをはっきりさせずに保管してきた、自分に多くの税金がかかってくると思つたので、原告回答1においては乙に対する貸付金の返済であるかのような回答をしたものである、今では、本件金地金を売却した代金については、乙から借りたものだと思つている旨等を回答した(原告回答2)。

- (6) 前記(5)の所得税に関する調査を経た結果、平成25年12月17日、本件金地金の売却に係る譲渡所得が乙に帰属するものとして、乙が修正申告書を提出し、豊能税務署長は、原告に対し、原告の平成22年分から平成24年分までの所得税について更正決定等をすべ

きとは認められない旨を通知した。

(7) 乙は、平成26年5月14日付けで公正証書遺言（本件遺言）をした。本件遺言の内容は、要旨次のとおりである。（甲11の2）

ア 乙は、原告に対する貸付金債権（平成26年2月現在残高2700万円）並びに土地2筆（地積合計約1100㎡）及び建物の専有部分（床面積合計約40㎡）を原告に相続させる。

イ 乙は、土地2筆（地積合計約660㎡）、その上の建物1棟（鉄筋コンクリート造6階建の共同住宅・事務所）並びに預貯金及び債券等を、丙、丁及び戊に各3分の1の割合で相続させる。

ウ 乙は、土地11筆（地積合計約5030㎡）及び建物1棟（木造2階建の寄宿舍）を丙に相続させる。

エ 乙は、土地4筆（地積合計約330㎡）及びその上の建物1棟（木造2階建の居宅。ただし、持分3分の1）を丁に相続させる。

オ 乙は、土地1筆（地積約910㎡）を戊に相続させる。

カ 付言事項として、原告には、本件不動産を贈与しているので、遺留分はないと思う。

(8) 乙は、平成26年7月●日、死亡した。

原告は、平成28年2月25日、本件遺言により遺留分を侵害されたとして、丙及び戊に対する所有権移転登記手続等請求訴訟を提起した。（乙12）

原告と丙及び戊は、平成29年11月17日の前記訴訟の弁論準備手続期日において、本件遺言が有効であることを相互に確認し、丙が原告に対し遺留分の価額弁償として1400万円を支払うこと等を内容とする訴訟上の和解をした。（甲16）

2 本件貸付金債権の存否について

(1) 前記認定事実（4）ないし（6）によれば、原告は、乙から本件金地金を受け取り保管していたところ、平成24年10月、本件金地金を売却し、その売却代金を自らの購入した新しい自宅マンションの代金に充てたこと、税務署の担当職員（本件職員）から本件金地金を取得した経緯について質問された後の平成25年12月12日、平成24年10月1日に本件金地金の売却代金と同額である2756万4000円を乙から借り受けた旨等の記載のある借用書（本件借用書）に自ら署名押印したこと、その結果、本件金地金の売却に係る譲渡所得について課税を免れたことが認められる。このような事情を総合的に考慮すれば、原告と乙は、本件借用書の作成の際、乙の所有する物であった本件金地金の売却代金相当額を乙が原告に対して貸し付けることを合意した（準消費貸借契約の締結）ものと推認することができる。以上の推認は、原告がこれに沿う原告回答2をしたことから裏付けられる。

したがって、本件貸付金債権は存在したものである。

(2) 原告の主張に対する判断

ア 原告は、本件金地金は、原告が本件不動産を購入・建築するに当たり乙に対して貸し付けた3000万円の代物弁済として受け取ったものである旨主張する。

そこで検討すると、原告回答1は原告の前記主張に沿う内容であり、証拠（甲12）によれば、本件土地について所有権移転登記がされる前の平成4年9月、原告が、原告及びその妻子名義の預貯金等合計1743万2661円を解約した事実が認められる。

しかしながら、原告の前記主張は、本来乙が本件不動産の購入・建築費用を全額負担

すべきであることを前提とするものであるところ、そもそも、乙が本件建物に住むものではなく、また、原告は、当時45歳で、定職に就き（B市職員）、相当額の預貯金も有していたのであるから、乙が当然に前記費用を全額負担すべきであるとはいえないのであり、本件全証拠によっても、乙が前記費用を全額負担すべき特段の事情はうかがわれない。

したがって、原告の前記主張は、前提を欠くものである。

また、この点を措くとしても、原告が、平成4年9月当時、前記の解約金のほかに1200万円余りを調達した事実や、原告が乙に対し3000万円を貸し付けた事実を認めるに足りる証拠はない（借用書等も作成されていない）。

さらに、前記の解約金の額あるいは3000万円という金額が、原告が当時取得した本件不動産の持分2分の1の価額を超えるものであった（すなわち、原告が本件不動産の購入・建築に当たって応分を超える費用を負担した）ことを裏付ける客観的かつ的確な証拠はない。仮に、当初、乙が本件不動産の購入・建築費用の全額を負担することが予定されていたとしても、結局は原告の自宅となった本件不動産（乙は本件建物に住まなかったし、本件不動産の持分を原告及びその家族に贈与した。）の購入・建築のために負担した金員について、乙が原告に対して債務を負うこととなるのは、不自然かつ不合理であるといわざるを得ない。

そして、原告回答1は、客観的かつ的確な裏付けを欠く上、原告がわずか11日後に全く異なる内容の回答（原告回答2）をしているという経緯等に照らしても、採用することができない。

したがって、原告の前記主張は採用することができない。

イ 原告は、丁から、Aの税務処理上必要となるので本件借用書に署名押印してもらいたいと懇願されたため、借入れの事実がないにもかかわらず、本件借用書に署名押印したものである旨主張する。

しかしながら、乙と原告の個人間の貸借関係が会社であるAの税務処理上必要となるという説明自体が不合理なものであり、原告の前記主張は、借入れの事実がないにもかかわらず本件借用書に署名押印したという事実を合理的に説明することができないものである。

したがって、原告の前記主張は採用することができない。

なお、原告は、その後、丁から、乙の税金を少なくするため必要であると頼まれたために本件借用書に署名押印したものである旨主張を変遷させた（平成31年4月26日付け原告第1準備書面5頁）。しかしながら、そのような変遷について合理的な理由は説明されていない上、前記前提事実（3）カのとおり、乙が、本件金地金の売却に係る所得税に関する調査の結果に基づいて修正申告書を提出した事実とも整合しないから、原告の前記主張は、採用することができない。

ウ 原告は、①本件借用書の内容は、当時90歳に近かった乙が100歳近くまで金員を貸し付けるという不自然なものである、②原告は預貯金を保有しており金銭に特段困っていなかった、③乙と原告は金員を貸借できるような良好な人間関係ではなかった、④原告は、乙から本件貸付金債権に係る債務の弁済を請求されたことはなく弁済もしていない旨主張する。

しかしながら、前記②については、原告が本件金地金を売却したことからして、その売却代金相当額の資金需要があったことは明らかである。また、前記③については、本件では、乙が新たに資金を準備して原告に貸し付けたものではなく、原告が元々乙から受け取り保管していた本件金地金の売却代金相当額を、乙が原告に貸し付けることとしたというものであるから、人間関係が良好ではなかったからといって、前記のように貸し付けることがおよそあり得ないということとはできない。さらに、前記①、④については、確かに、乙が原告に対して本件金地金の売却代金相当額を贈与したものと推測する方向に働く事情であるとはいえるが、原告が主張するように、原告と乙の人間関係が当時良好でなかったものとうかがわれることからすると、乙としては、金員を贈与するよりは、積極的に弁済を請求することがないにせよ、貸付金として債権を発生させる方を希望したものと考えることができるし、原告においても、本件金地金の売却代金相当額の贈与を受けると贈与税を課税されるおそれがあることに照らすと、税務調査を受けている状況下で、あえて当該金員の贈与を受けることにしたというのも不自然かつ不合理であると考えられる。

したがって、本件借用書の内容等が不合理なものであるとは必ずしもいえないのであり、原告の前記主張は採用することができない。

エ 原告は、本件職員は、本件金地金の売却に係る譲渡所得に課税するよりも貸付金扱いにして相続発生時により高額な相続税を課税しようと考え、原告の遺留分をなくそうとしていた丙と共謀の上、平成25年12月13日、原告の修正申告により増加する税額はAが代わって支払うと乙が言っていた、乙からの貸付金にした方が乙の税金が安くなって有利であると原告をだまして虚偽の内容の原告回答2をさせたものである旨主張する。

しかしながら、前記認定事実(6)のとおり、原告回答2等を踏まえて、本件金地金の売却に係る譲渡所得については、乙に帰属するものとして修正申告書が提出されたものであり、原告は修正申告をしていないのであるから、原告の前記主張は前提を欠く。また、原告回答2がされた当時、乙は生存しており、本件職員が、乙の死後の相続税のことを考慮して原告をだますという合理的な理由はない。さらに、本件職員と丙とが共謀したことをうかがわせる証拠は全くない。

3 本件再更正処分及び本件賦課決定の適法性

以上説示したところに弁論の全趣旨を総合すれば、①原告の本件相続税に係る課税価格及び納付すべき税額は、別表1の「再更正処分」欄記載の金額と同額となることが認められ、②本件賦課決定により原告に賦課されるべき過少申告加算税の額は、別表1の「更正処分等」欄記載の金額(68万2000円)と同額となることが認められる。

したがって、本件再更正処分及び本件賦課決定はいずれも適法である。

第4 結論

よって、原告の請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

裁判官 齋藤 毅
裁判官 内藤 陽子

(別紙)

指定代理人目録

石間 大輔、市谷 諭史、東 正幸、本間 伸幸、祖家 里美、渋谷 久美、橋本 和也、
小澤 正志

以上

(別紙)

本件再更正処分及び本件賦課決定の根拠及び適法性に関する被告の主張

1 本件相続税に係る課税の根拠

原告に係る本件相続税の課税価格及び納付すべき税額は、別表2記載のとおりであり、その計算根拠の詳細は、次のとおりである。

(1) 課税価格の合計額(別表2「各人(4名)の合計」欄の順号⑥)

5億6363万1000円

原告が取得した相続財産の価額は、別表2「原告」欄の順号①記載のとおり、1億0323万8604円である(本件貸付金債権2756万4000円を含む。)。これから、相続税法(平成27年法律第9号による改正前のもの)13条1項所定の原告の負担に属する債務及び葬式費用43万9702円(同欄の順号④)を控除した1億0279万8000円(1000円未満切捨て。国税通則法118条1項。同欄の順号⑥)が、原告の課税価格である。

同様に、乙の相続人のうち原告を除く者(以下「訴外相続人ら」と総称する。)の課税価格の合計額は、別表2「訴外相続人ら(3名)の合計」欄の順号⑥記載のとおり、4億6083万3000円である。

よって、課税価格の合計額は、5億6363万1000円である。

(2) 遺産に係る基礎控除額(別表2「各人(4名)の合計」欄の順号⑦) 8000万円

乙の法定相続人は、実子である原告及び丙並びに養子である丁及び戊の4名であることから、遺産に係る基礎控除額は、5000万円と1000万円に3(実子2名と養子1名の合計。相続税法15条2項1号)を乗じて算出した金額との合計額8000万円である(同条1項)。

(3) 相続税の総額(別表2「各人(4名)の合計」欄の順号⑨) 1億4245万2000円

課税価格の合計額(前記(1))から遺産に係る基礎控除額(同(2))を控除した残額4億8363万1000円(別表2「各人(4名)の合計」欄の順号⑧)を前記(2)のとおり3名の相続人が法定相続分に応じて取得したものとした場合におけるその取得金額は、いずれも1億6121万円(1000円未満切捨て。国税通則法118条1項。別表2の順号⑨の1)となる。これに、相続税法(平成25年法律案5号による改正前のもの)16条に規定する税率を乗じて計算した金額(4748万4000円。別表2の順号⑨の2)を合計した金額1億4245万2000円が、相続税の総額である(同条)。

(4) 原告の納付すべき税額(別表2「原告」欄の順号⑫) 2598万1100円

原告の本件相続税に係る納付すべき税額は、相続税の総額(前記(3))に、原告に係る課税価格(別表2「原告」欄の順号⑥)が課税価格の合計額(前記(1))のうちに占める割合を乗じて算出した金額であり、2598万1100円(100円未満切捨て。国税通則法119条1項)である(相続税法17条)。

2 本件再更正処分の適法性

被告が本件において主張する原告の納付すべき本件相続税の額は、前記1(4)のとおり2598万1100円であるところ、本件再更正処分における原告の納付すべき税額は、これと同額であるから、本件再更正処分は適法である。

3 本件賦課決定の根拠及び適法性

前記2のとおり、本件再更正処分は適法であるから、本件更正処分も適法であるところ、原告は、本件更正処分における納付すべき税額を過少に申告したものであるから、原告に対しては、国税通則法（平成28年法律第15号による改正前のもの。以下同じ。）65条1項に基づき、過少申告加算税が課されることになる。

ただし、本件更正処分においては、原告の納付すべき税額を計算するに当たり、訴外相続人らが乙から相続開始前3年以内に贈与を受けた財産の価額880万円を訴外相続人らの課税価格に加算しているところ（別表2「訴外相続人ら（3名）合計」欄の順号⑤参照）、原告は、本件相続税の申告において当該金額を訴外相続人らの課税価格に加算しておらず、当該贈与があったことについては、本件相続税の申告書の提出期限後に知ったものと認められる。これは、相続税法51条2項1号イに掲げる事由に該当することから、国税通則法65条4項を適用し、前記贈与のみに基づいて更正があったものとした場合に算出される更正により納付すべき税額（前記申告における納付すべき税額からの増加額）に対応する部分には、過少申告加算税を付加しないことが相当である。

そうであるところ、前記贈与のみに基づいて更正があったものとした場合に算出される更正により納付すべき税額（前記申告における納付すべき税額からの増加額）は、15万7600円である（前記贈与のみに基づいて更正があったものとした場合、納付すべき税額は、別表3のとおり、1561万9000円となる。前記申告における納付すべき税額は、別表1の「申告」欄記載のとおり1546万1400円であるから、その差額が増加額である。）。そこで、本件更正処分により原告に課される過少申告加算税の計算の基礎となる税額は、本件更正処分により納付すべき税額698万1300円（別表1の「更正処分等」欄の納付すべき税額と「申告」欄のそれとの差額）から前記の15万7600円を控除した682万円（1万円未満切捨て。国税通則法118条3項）となる。

そこで、原告に対して課される過少申告加算税の額は、国税通則法65条1項の規定により、682万円に100分の10の割合を乗じて算出した金額68万2000円であるところ、本件賦課決定における過少申告加算税の額は、これと同額であるから、本件賦課決定は適法である。

以上

課税処分等の経緯

単位 (円)

申告区分等 内容		申告	更正処分等	審査請求	更正の請求	通知処分	再更正処分	再調査の請求 (みなす審査請求)	裁決
		平成27年5月20日	平成29年7月28日	平成29年9月7日	平成30年1月22日	平成30年4月20日	平成30年4月20日	平成30年5月9日 (平成30年5月18日)	平成30年8月31日
原告	取得財産の価額	63,051,666	89,238,604	一部取消し	53,265,696	更正すべき理由がない旨の通知処分	103,238,604	一部取消し	棄却
	債務及び葬式費用	0	439,702		0		439,702		
	課税価格 (1,000円未満切捨て)	63,051,000	88,798,000		53,265,000		102,798,000		
	納付すべき税額 (100円未満切捨て)	15,461,400	22,442,700		12,679,200		25,981,100		
	過少申告加算税の額	—	682,000		—		—		
相続税の総額の計算	取得財産の価額	925,870,399	945,092,078	902,084,429	945,092,078				
	債務及び葬式費用	389,614,900	390,258,800	389,614,900	390,258,800				
	暦年課税贈与加算額	0	8,800,000	0	8,800,000				
	課税価格 (1,000円未満切捨て)	536,254,000	563,631,000	512,468,000	563,631,000				
	相続税の総額 (100円未満切捨て)	131,500,800	142,452,000	121,987,200	142,452,000				

課税価格及び相続税の総額の計算明細表

(単位：円)

相続人 摘要	順号	原告	訴外相続人ら (3名)の合計	各人 (4名)の合計
取得財産の価額	①	103,238,604	841,853,474	945,092,078
うち本件貸付金	②	27,564,000	0	27,564,000
うち本件価額弁償金	③	14,000,000	▲ 14,000,000	0
債務・葬式費用	④	439,702	389,819,098	390,258,800
贈与加算額	⑤	0	8,800,000	8,800,000
課税価格 (①-④+⑤) (千円未満切り捨て)	⑥	102,798,000	460,833,000	563,631,000
遺産に係る基礎控除額	⑦	5,000万円 + (1,000万円 × 3 ※) ※ 4名から養子1名を除いた数		80,000,000
課税される遺産総額	⑧	⑥の合計 - ⑦		483,631,000
相続税の総額	⑨	1 各人の法定相続分に応ずる金額 $483,631,000 \times 1/3$ $= 161,210,000$ (千円未満切り捨て) 2 各人の相続税の総額の基礎となる税額 $161,210,000 \times 40\% - 17,000,000$ $= 47,484,000$ 3 相続税の総額 $47,484,000 \times 3$ $= 142,452,000$		142,452,000
各人の相続税額 (⑨の合計 × 各人の⑥ ÷ ⑥の合計)	⑩	25,981,148		
相続税額の2割加算	⑪	0		
納付すべき税額 (⑩+⑪) (百円未満切り捨て)	⑫	25,981,100		

(注) 1 順号③の「訴外相続人ら(3名)の合計」欄の▲印は、金額がマイナスであることを示している。なお、これは、本件価額弁償金の支払により取得財産の価額が減少していることを意味する。

2 順号⑦及び⑨における計算の基となる相続人の数は、相続税法15条2項の規定により、法定相続人の人数4名から養子1名を除いた3となる。

訴外相続人らが、本件被相続人から本件相続の開始前3年以内に受けた贈与のみに基づいて更正した場合の課税価格及び相続税の総額の計算明細表

(単位：円)

相続人 摘要	順 号	原告	訴外相続人ら (3名)の合計	各人 (4名)の合計
取得財産の価額	①	63,051,666	862,818,733	925,870,399
債務・葬式費用	②	0	389,614,900	389,614,900
贈与加算額	③	0	8,800,000	8,800,000
課税価格 (①-②+③) (千円未満切り捨て)	④	63,051,000	482,004,000	545,055,000
遺産に係る基礎控除額	⑤	5,000万円+ (1,000万円×3※) ※ 4名から養子1名を除いた数		80,000,000
課税される遺産総額	⑥	⑤の合計-⑥		465,055,000
相続税の総額	⑦	1 各人の法定相続分に応ずる金額 $465,055,000 \times 1/3$ $=155,018,000$ (千円未満切り捨て) 2 各人の相続税の総額の基礎となる税額 $155,018,000 \times 40\% - 17,000,000$ $=45,007,200$ 3 相続税の総額 $45,007,200 \times 3$ $=135,021,600$		135,021,600
各人の相続税額 (⑦の合計×各人の④÷④の合計)	⑧	15,619,060		
相続税額の2割加算	⑨	0		
納付すべき税額 (⑧+⑨) (百円未満切り捨て)	⑩	15,619,000		